

「青少年自然体験活動等の推進に関する法律」 の今国会での制定に関する要望

子供の自然体験活動等については、武蔵野市のセカンドスクールなど、都市自治体において早期からその取組が進められてきており、政府においても、内閣官房や関係4省が連携して「子ども農山漁村交流プロジェクト」が推進されているところである。

こうした体験活動や交流等は、都市自治体の未来を担う子供たちの「生きる力」を育成し、都市と農山漁村とのつながりや、農林漁業や環境への関心・理解を深めるとともに、農山漁村地域の活性化にも貢献する、極めて意義深い取組である。

現在、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律案」が国会において継続審議となっている。

現下の情勢においては、新型コロナウイルス感染症により、地方への関心が高まるなど、国民の意識や行動に変化が見られるところである。あわせて、人との接触の機会や屋外での活動の減少、未知の感染症に対する不安感など、子供たちの成長にとって好ましくない影響を及ぼす恐れがあり、今こそ、都市と農山漁村が共生する社会の実現や、子供たちの健やかな成長を促すため、自然体験活動等を推進する総合的な対策の拡充が求められている。

よって、本法律が今国会で制定されるよう強く要望する。

また、子供の自然体験活動等がさらに広く実施されるよう、政府において、以下の点について配慮の上、その取組の推進が図られることを要望する。

- 1 コロナ禍における感染防止の取組など、安全・安心に体験活動を実施するための情報提供等
- 2 各種課題の解決に資する参考事例等の周知、体験プログラムの策定や体験活動等をサポートする人材の確保など、実施自治体における負担軽減策等の一層の展開

令和3年4月

全 国 市 長 会

新たな時代に対応した地方創生の実現に関する提言-抜粋- (令和2年10月19日 地方六団体)

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、大都市部への過度な人口集中に伴うリスクが再認識されるとともに、リモートワーク等の経験により、地方移住やワークライフバランスの充実への関心の高まりが見られるなど、国民の意識や行動に大きな変化が生じてきている。

また、オンラインでの会議や面会といったデジタル技術の活用により、社会経済活動の継続が可能となった部分もあるなど、デジタル技術の可能性が広く認識された。

こうした変化を捉え、新しい地方創生の実現に向けた取組を加速しなければならない。地方創生を実現するためには、個々の自治体や一地方の取組だけでは限界があるため、国における実効性のある政策の下、都道府県、市町村等と連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

については、将来にわたって活力ある社会を実現するため、国は、この機を捉え、下記事項について積極的な措置を講じられたい。

記

1. 分散型国土の具現化

- (3) 農山漁村が持つ国土の保全などの重要な公益的機能を国民共有の財産として維持・再生するため、都市と農山漁村が共生する社会の実現を図り、都市住民や若者を中心に高まりつつある「田園回帰」の動きを一層促進するとともに、将来的な移住につながる「関係人口」の創出・拡大に向けた取組を推進すること。